自動細胞解析装置

保守点検業務

仕様書

令和８年１月

大阪急性期・総合医療センター

業　務　仕　様　書

１　業務名称

　　　大阪急性期・総合医療センター（以下「センター」という。）の自動細胞解析装置の保守

点検業務

２　履行場所

　　　大阪市住吉区万代東三丁目１番56号

　　　大阪急性期・総合医療センター

３　履行期間

　　　令和9年4月１日から令和13年3月31日まで

４　対象機器

　　　自動細胞解析装置　１式

５　保守業務内容

（1）定期保守点検の回数及び実施日

点検用交換消耗品キットを使用する定期点検の回数は年２回とし、センター職員の指定する日に実施する。

（2）緊急修理

　　　機器に異常が生じた場合は、センターの要請に基づき、技術員が訪問し修理対応する。

対応時間は24時間365日とする。

（3）部品交換

　　　別紙のとおり、各交換周期で部品交換を行う。

（4）費用負担

　　　次の費用は受注者の負担とし、記載のない費用は発注者の負担とする。

　　　・定期保守点検の作業費、点検時技術料、点検用交換消耗品キット、交通費。

　　　・障害発生時のレーザーシステムを含む部品、作業費、交通費。

　　　・緊急修理時に発生する交換部品。

６　報告業務

　　　定期保守点検及び修理業務の作業後、センターに報告の上、速やかに点検結果報告書をセ

ンターに提出する。

７　作業への協力及び提供

　　　保守点検業務にあたり、センターは作業場所への立入保証、スペース確保、適切な作業時間の提供について協力するとともに、作業に要する照明、空調、電源設備等を提供する。

８　契約の対象外

　　　次に掲げる項目は本契約による保守対象外とし、有償により修理調整を行うものとする。

* 対象機器の取扱説明書に記載された以外の不適当な条件、環境、取扱い、使用方法に起因した不具合が生じた故障。
* 天災、火災、水害等の不可抗力により不具合が生じた故障。
* 消耗品の補充・対象機器以外（UPS等）の点検及び修理。

９　その他

本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上で定めることとする。